

11月は「過労死等防止啓発月間」です

労働基準監督署では11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に、長時間労働が疑われる事業場に対し重点的に監督指導を行っております。

今回の『行政の焦点』では、実際の監督指導において違法な長時間労働を認めた事例についてご紹介いたします。

事例1

労働者からの情報により長時間労働が疑われる事業場（サービス業）に臨検

【立入調査で把握した事実】

◇労働者11人について、突発的な業務繁忙により、36協定（時間外労働・休日労働に関する協定届）で定めた上限時間（特別条項：月99時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える、最長で1か月当たり約130時間の違法な時間外・休日労働が認められた。

◇特別条項発動手続きである労働者代表者への「事前申し入れ」の未実施が認められた。

※特別条項が発動できていないことになります。

【労働基準監督署の指導】

◆36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）

◆労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）

◆時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導

◆特別条項の発動手続きの検討について指導

事例2

長時間労働を原因とする脳・心臓疾患の労災請求があった事業場（道路貨物運送業）に臨検

【立入調査で把握した事実】

◇脳・心臓疾患を発症した労働者について、発症前の勤務状況を確認したところ、ドライバーの退職による人員不足のために業務が集中したことにより、36協定で定めた上限時間（月45時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間未満）を超える、最長で1か月当たり169時間の違法な時間外・休日労働が認められた。

◇また、深夜労働に対する割増賃金を支払っていなかった。

【労働基準監督署の指導】

◆36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）

◆深夜労働に対する割増賃金不払いについて是正勧告（労働基準法第37条違反）

◆時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導

名北労働基準協会

就業規則の見直しや36協定の確認におすすめの事業

●「就業規則見直し講座」
令和8年12月7日㈪9:30~16:30
会員13000円・一般16000円

●36協定の正しい運用が知りたい
「労働実務専門講座」
労働基準法研修
令和9年1月13日㈫9:30~16:30
会員10000円・一般12220円

●法律の内容、行政手続方法など企業の立場にたった相談がしたい
（会員企業は解決まで何度でも、未入会の企業は初回協会にご来局の場合に限り無料でご相談に応じます）

企業の労働110番
☎052−961−7110